

徳島県企業管理規程第二号

徳島県企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年三月三十一日

徳島県企業局長 勝 間 基 彦

徳島県企業局組織規程の一部を改正する規程

徳島県企業局組織規程（昭和四十二年徳島県企業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第三条の二中「事業推進課」を「経営企画課」に、「自然エネルギー・地域貢献室」を「経営推進室」に改める。

第四条の表を次のように改める。

経営企画課	
	一 公印の管守に関する事。
	二 文書の收受発送編さん及び保存に関する事。
	三 職員の任免、分限、懲戒、服務、表彰その他人事に関する事。
	四 職員の定数に関する事。
	五 職員の給与、勤務条件及び公務災害補償に関する事。
	六 職員の研修及び福利厚生に関する事。
	七 諸規程その他法規に関する事。
	八 業務状況の公表に関する事。
	九 予算の編成及び執行に関する事。
	十 出納事務及び決算に関する事。
	十一 企業債に関する事。
	十二 資産の管理、取得及び処分に関する事。
	十三 国有資産等所在市町村交付金の交付に関する事。
	十四 物品材料の購入及び出納保管並びに不用品の処分に関する事。
	十五 物品審査委員会に関する事。
	十六 料金及び使用料の徴収に関する事。
	十七 入札の執行に関する事。
	十八 所管に係る統計記録及び報告に関する事。
	十九 労働組合に関する事。
	二十 職員厚生会に関する事。
	二十一 工事の請負契約の締結に関する事。
	二十二 補償審査委員会に関する事。
	二十三 工事の検査に関する事。
	二十四 他の課及び所に属しない事務に関する事。
	二十五 局の災害対策の総合的な企画及び調整に関する事。
	二十六 駐車場事業及び土地造成事業（他課の分掌に属するものを除く。）の経営に関する事。

	<p>経営推進室</p> <p>二十七 広報に関すること。</p> <p>二十八 局の経営計画及び改善に関すること。</p> <p>二十九 新規事業の企画調査に関すること。</p> <p>三十 電気事業及び工業用水道事業の経営に関すること。</p> <p>三十一 工業用水道事業に係る料金及び使用料の徴収に関すること。</p> <p>三十二 工業用水道事業に係る許可、免許及び届出並びに統計記録及び報告に関すること。</p> <p>三十三 電気事業及び工業用水道事業に係る予算に関すること。</p> <p>三十四 工業用水道事業に係る国庫補助金に関すること。</p> <p>三十五 企業債に関すること。</p>
<p>事業推進課</p>	<p>一 給電業務に関すること。</p> <p>二 電力供給契約及び関係資料の整備に関すること。</p> <p>三 電気事業に係る許可、免許及び届出並びに統計記録及び報告に関すること。</p> <p>四 電気事業に係る予算執行に関すること。</p> <p>五 電気事業に係る国庫補助金に関すること。</p> <p>六 自然エネルギーに関する研究、普及啓発及び事業化に関すること。</p> <p>七 クリーンエネルギーの導入、脱炭素の促進に関すること。</p> <p>八 電気事業に係る地域貢献、地域振興に関すること。</p> <p>九 労働安全衛生の推進に関すること。</p> <p>十 職員の技術研修に関すること。</p> <p>十一 広報に関すること。</p> <p>十二 その他電気及び機械の技術に関すること。</p>
<p>施設基盤整備課</p>	<p>一 土木工作物（ダム貯水池を含む。以下同じ。）及び建築工作物の工事の計画、調査設計及び施行に関すること。</p> <p>二 土木工作物及び建築工作物の維持管理及び改良に関すること。</p> <p>三 土木工作物及び建築工作物の保安に関すること。</p> <p>四 用地造成工事の調査、設計及び施行に関すること。</p> <p>五 未成土地の維持管理に関すること。</p> <p>六 建設業法（昭和二十四年法律第百号）に関すること。</p> <p>七 土地等の取得及び使用並びに損失補償に関すること。（他課の分掌に属するものを除く。）</p> <p>八 登記の嘱託に関すること。（他課の分掌に属するものを除く。）</p>

- | | |
|--|---|
| | |
| | <p>九 電気及び機械設備の工事の計画、調査、設計及び施行に関すること。</p> <p>十 電気及び機械設備の維持管理及び改良に関すること。</p> <p>十一 電気及び機械設備の保安に関すること。</p> <p>十二 電気及び機械設備の高度化、近代化、情報セキュリティに関すること。</p> <p>十三 電気関係報告規制の規定による諸報告に関すること。</p> <p>十四 給電業務に関すること。</p> <p>十五 所管に係る許認可、免許及び届出並びに統計記録及び報告に関すること。</p> <p>十六 所管に係る予算に関すること。</p> <p>十七 所管に係る国庫補助金に関すること。</p> <p>十八 その他土木技術に関すること。</p> |

第六条に次の一号を加える。

七 職員の給与及び勤務条件に関すること。

第七条第三項の表策調査幹の項中「政策調査幹」を「エネルギー・地域貢献担当課長」に、「課」を「事業推進課」に、「上司の命を受け、局の重要施策に係る調査及び研究に関する事務を処理する。」を「上司の命を受け、電気事業に係る地域貢献及び自然エネルギー導入支援に関する事務を処理する。」に改める。

附 則

この規程は、令和八年四月一日から施行する。